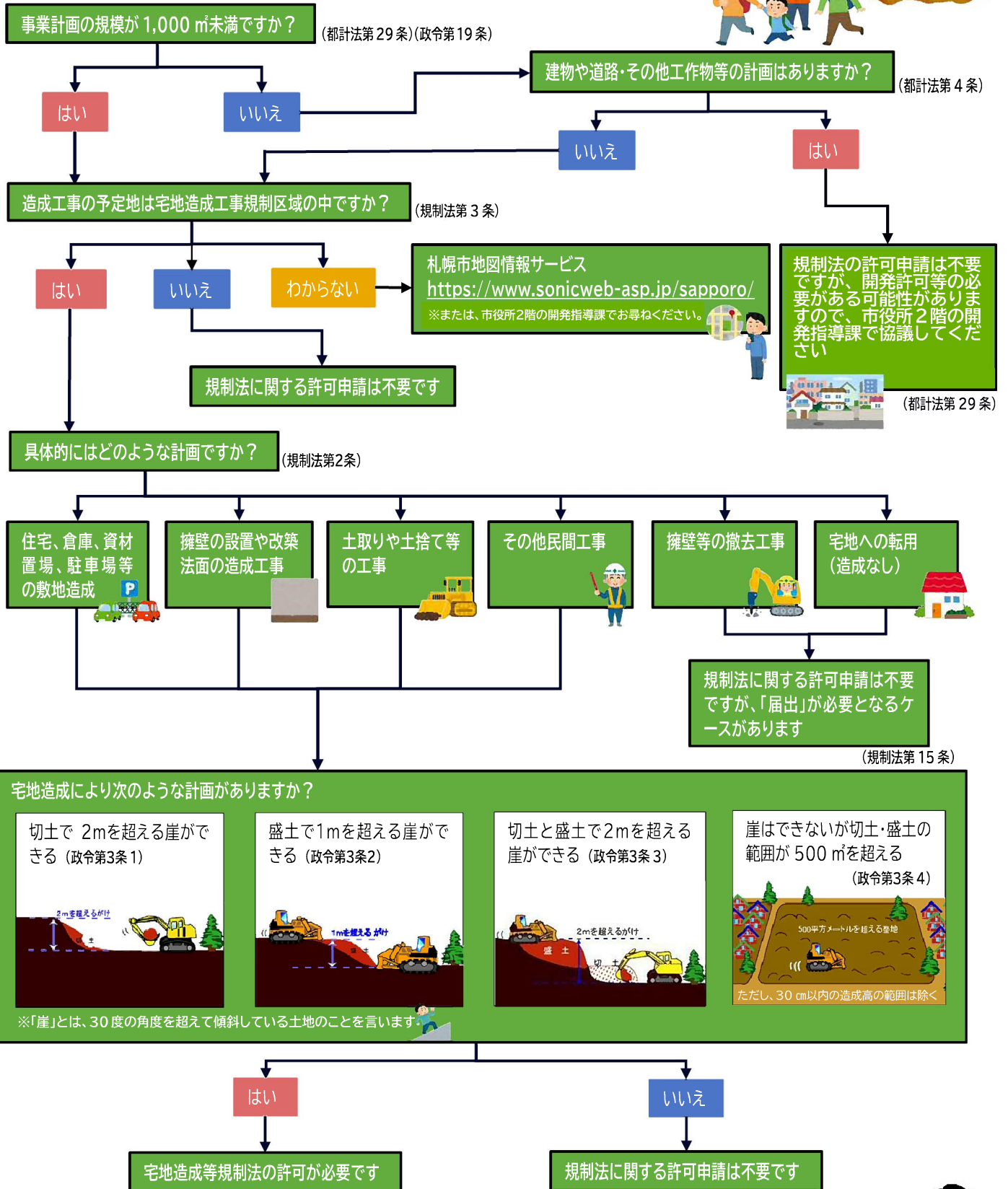


# 宅地造成等規制法の許可が必要な工事とは？

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴うげ崩れや土砂の流出など、災害を防止するために必要な規制を行って、人々の生命・財産を保護するための法律です。  
この法律で定める宅地造成工事規制区域内で、土地の切土・盛土等の工事を行う場合は、許可が必要となるケースがありますので、事前に確認してください。



無許可、又は後から許可が必要と分かった場合、工事の中止や手直しなど、費用と時間を要するため、詳細は事前に市役所の開発指導課で確認してください。

札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市都市局市街地整備部開発指導課  
☎ 011-211-2512 (規制係)

